

【寄付金控除】

◎寄付金控除についての説明原稿

寄付の税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

愛知ネットへの寄付は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。

■個人による寄付

1. 所得税の控除について

個人が認定 NPO 法人等に寄付をすると、所得税(国税)の計算において、寄付金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

(1) 所得控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄付金の額の合計額 - 2 千円 = 寄付金控除(所得控除)額

(注) 寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 税額控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄付金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 税額控除額

(注 1) 寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

(注 2) 税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度です。

多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となります。一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

国税庁ホームページ：www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1263.htm

2. 個人住民税の控除について

認定 NPO 法人等に対する寄付金のうち条例で指定されている寄付金は、個人住民税の控除を受けることができます。

愛知ネットへの寄付金は、愛知県及び安城市の個人住民税（県民税、市民税）の控除対象団体として指定されております。その他の自治体にお住まいの方は、市区町村の窓口にお尋ねください。

【算式】

(寄付金の額の合計額 - 2 千円) × 10% = 税額控除額

(注 1) 寄付金の額の合計額は、総所得金額の 30%相当額が限度です。

(注 2) 条例で指定する寄付金の場合は、次の率により算出します。

都道府県が指定した寄付金は4%（名古屋市にお住まいの方は2%）

市区町村が指定した寄付金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄付金の場合は10%）

内閣府 NPO ホームページ：

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/kojin-kifu>

愛知県条例指定寄付金の取扱いについて：

www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021605.html

愛知県からのお知らせ 「寄付をされた方へ」

<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/256672.pdf>

（3）相続税の控除について

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません）にその取得した財産を寄付した場合には、その寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

内閣府 NPO ホームページ：

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/kojinsouzoku-kifu>

■法人による寄付

1. 特別損金算入限度額の適用について

法人が認定 NPO 法人等に寄付をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

【算式】

資本がある法人（期末資本金の額×0.375%＋所得金額※×6.25%）×1/2

資本がない法人 所得金額※×6.25%

※所得金額＝所得金額（当期純利益に税務調整をした額）＋寄附金の支出額

◎税制優遇措置を受けるためには申告が必要です

所轄税務署にて確定申告等の手続きを行ってください。年末調整で申告することはできません。手続きの際、愛知ネットが発行した領収書を添付し申告してください。